

とっとりふるさと就農舎農業研修及び就農における支援制度

令和3年4月現在

区分	支援制度	制度趣旨	支援対象者	申請時期	助成額	助成期間	備考
研修期間中	とっとり農業体験事業	生活費補助	農業体験者(研修生)	研修開始時 各年度当初	100千円～ ／月	原則 2年間	農業次世代人材投資資金(準備型)を活用し、年間150万円を支給(※1, 国費)。対象とならない場合には、県の就農研修交付金相当額、年間120万円を交付。なお、国や県の予算状況により上記制度が活用できない場合、市が年間120万円を交付。(ただし、市内に生活基盤がある場合は半額を交付)
		生活費補助	農業体験者(研修生)	研修開始時 各年度当初	30千円／人／月	原則 2年間	同伴する子供最大2名まで上乘せ助成
		家賃補助	農業体験者(研修生)	研修開始時 各年度当初	上限50千円／月	原則 2年間	
		受入者補助	農業体験受入者	研修開始時 各年度当初	50千円／月	原則 2年間	
就農 時 及 び 就 農 後 ※3	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	生活費補助	認定新規就農者 (青年等就農計画認定者)※2	就農後	1,500千円／年(1～3年目まで) 1,200千円／年(4.5年目)	5年間	年齢要件: 就農時50歳未満 4年目以降の交付については、3年目終了時の中間評価により交付の可否を判断
	新規就農者住宅家賃助成事業	家賃補助	農業体験事業修了後の認定新規就農者 (青年等就農計画認定者)	就農後	家賃月額1/2 (上限25千円)	2年間	家賃助成
	就農応援交付金	生活費補助	認定新規就農者 (青年等就農計画認定者)	就農後	1年目100千円／月 2年目65千円／月 3年目40千円／月	3年間	農業次世代人材投資資金(経営開始型)の対象とならない場合
	農地賃借料助成事業	賃借料補助	認定新規就農者 (青年等就農計画認定者)	就農後 (賃借料支払後)	借入農地に係る賃借料の10/10	5年間	3年以上の利用権を設定した農地賃借料を対象
	就農条件整備事業	初期投資補助	認定新規就農者 (青年等就農計画認定者)	就農後	事業費の1/2 (補助上限600万円)	5年間	青年等就農計画に基づく機械、施設の整備に助成 県 1/3、市1/6

※1 現在、鳥取県の要領改正に伴い補助金活用に必要とされる手続きを行っている。

※2 青年等就農計画: 新規就農者が5年後の農業所得を概ね250万円となる計画を策定し、鳥取市が認定を行うもの。対象は、原則18歳以上45歳未満。

※3 就農時及び就農後の支援制度については、制度改正により変更となる場合があります。